

信頼される学校づくりを職場の力で 別冊資料

研修用事例集

この事例集には、教職員による不祥事等の事例が収録されています。各所属における研修の場面等で事例研究を行う際に、御活用ください。
「自らが不祥事を起こさないように気をつける」という意識にとどまるのではなく、組織として、同僚として、日々児童生徒と接する教職員として「何ができるか」を考えて取り組んでください。

【事例 1】部活動指導中の体罰

(状況)

A教諭は、勤務校の校庭等において、練習試合等でプレーにミス等があった際に、部員に対し、頭部を平手で叩いたり、腹部を拳の甲で叩いたり、全員を砂利の上に正座させた際に、額を砂利に押し付けた。

また、別の部員に対し、胸ぐらを掴んで転倒させた。

さらに、練習試合時等に士気を鼓舞するために部員同士で体を叩く行為を強要するような指示等をした。

(事後の発言等)

平成25年度に「体育・運動部活動指導者研修会」やこれに係る各学校での伝達講習、「教職員等による不適切な行為に関する実態把握アンケート調査」並びに通知等により懲戒と体罰の明確の区分を認識して教育に当ることは当然であるにもかかわらず、判明した一連の行為を「体罰との認識はなく、スキンシップのつもりだった。」等と述べている。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例2】「部活動指導中」以外の体罰①

(状況)

B教諭は、教室において、児童1名に対し、学級朝の会で1分間スピーチをさせた際、追質問したが同児童が答えられなかつたため、「発言したら着席するように」と指示した。

同児童は2日間（体育等を除く教室で授業を行つた6時間）にわたり椅子に着席せず立ち膝や体育座り等の姿勢で授業を受けたり、給食を摂つたりした。

(事後の発言等)

椅子に座っていない状態を良しとは思つていなかつたが、なぜ椅子に座らないのだろうと思っていた。児童が自分から動いてくれるのを期待して、座るように指示はしなかつた。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまつたと仮定して、未然に防ぐため、組織として、あなた個人として、何かできたかもしないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまつたと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例3】「部活動指導中」以外の体罰②

(状況)

C教諭は、クラス担任を務める生徒1名を指導中、指導に従わない同生徒の態度に腹を立て、右平手で同生徒の左頬を1回叩き、さらに、同生徒を投げ飛ばすとともに、右拳で同生徒の左頬を1回叩いたことにより、同生徒に頸部挫傷による10日間の加療を要する怪我を負わせた。

(事後の発言等)

体罰を行った理由について「言っても話を聞かないので殴った。今回の行為が体罰にあたるという認識はあり、やってはいけないこととは分かってはいたが感情的になつた。」と述べている。

被害生徒の指導に従わない態度に対して、説諭等の機会を持たずに平手で頬を叩き、生徒を持ち上げて床面に投げ飛ばし、さらに右拳で同生徒の左頬を1回叩く行為まで行っており、極めて危険な行為であった。

- 1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

- 2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

- 3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 4】生徒に対するわいせつ行為

(状況)

D講師は、午前4時30分頃、市内の駐車場で女子生徒1名と自家用車内にいるところを警察署員に発見され、事情聴取を受けていた。

その後、当該生徒に対して、みだらな行為をしたことにより、福島県青少年健全育成条例違反で逮捕された。

(事後の発言等)

女子生徒の人間関係の悩みに関して相談を受けたり、メールのやりとりをするようになって、個人的なやりとりが生じ、4か月を超える長期にわたって教員としての立場を忘れ、生徒の立場や保護者の立場に立って考慮することもなく、自身の欲求におぼれてしまったと述べている。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかもしないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例5】個人情報の紛失・流出

(状況)

E教諭は、勤務する小学校の児童及び卒業生約200名分の個人情報を、校内規程に反してUSBメモリに保存して持ち出し、同メモリを入れたバッグを私有車内に置いたまま友人宅の駐車場に駐車していたところ、車上荒らしの被害に遭い、同メモリを紛失させた。

(事後の発言等)

「免許更新講習のデータづくりをするため」という理由から、校長の許可を得ないまま、私有のUSBメモリに電子データを保存して帰った。「友人とちょっとだけ話をして帰るつもりで」自家用車内にUSBメモリ等を入れたバッグを置いたままにした。

(当該校の校内規定)

個人情報の取扱いに関して、「個人情報はセキュリティ機能付きの公用USBメモリに保存すること。持ち出しが必要な場合、個人情報取扱い記録簿に記入の上、校長の許可を得ること。個人情報を車内におかないこと。」など、具体的に定めていた。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかもしれないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 6】公金公物処理不適正

(状況)

F 教諭は、顧問を務める運動部の部員が立て替え払いをして購入した物品の代金約 3 万円を、生徒会会計から受け取っていたにもかかわらずその後 1 年間、同生徒に手渡すことを怠るとともに、同部の備品購入代金として生徒会会計から受け取った約 7 万円について、予定していた備品を購入せず、半年間、封をしたまま保管して返金を怠るなど、不適正な取扱いを行った。

(事後の発言等)

「現金を受け取った後、部員にすぐ渡せば良かったが、それをせず職員室の机の中にしまい込んでしまった。」「購入予定の備品が、当初予定していた金額では購入できないことが判明し、現金の扱いをどうしたらよいか悩みながら、持ち続けた。」

(当該校の生徒会会計)

納品書及び請求書による支出確認を行わず、領収書の確認のみを行っていた。

- 1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

- 2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

- 3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【事例 7】飲酒運転及び交通加害事故

(状況)

G 講師は、知人を自家用車に同乗させて市内の飲食店に向かい、ビールを中ジョッキで3杯から4杯程度飲酒し、さらに同市内のカラオケ店で発泡酒（500ml 1缶）1.5本程度を飲酒した後、知人をタクシーで自宅まで送ってから飲食店に戻り、午前0時00分頃、自家用車を運転して同市内の自宅に帰宅途中、午前0時34分頃、道路脇の街灯に自車を衝突させる物損事故を起こし、現場に到着した警察官による呼気検査の結果、基準値を超えるアルコールが検出されたことから、午前1時40分、酒気帯び運転の容疑により現行犯逮捕された。

(事後の発言等)

「翌日、私用で出かける用事があったため、自家用車を自宅に持って行きかった。」「飲酒後の数時間、アルコールが体内に残ることは知っていたが常識的な判断が出来なかった。」「酒に対しては強いという自覚があった。」「前任校で不祥事防止に関する指導を何度も受けており、常勤講師研修会も真剣に受講したが、不祥事は自分には関係ないと思っていた。」

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかもしれないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例8】飲酒運転及び信用失墜行為

(状況)

H教頭は、隣接市及び市内の飲食店においてビール大瓶3本、焼酎水割り1杯及び冷酒1合程度を飲酒後、午後11時頃、同席していた知人1名を自宅に宿泊させるため連れだって徒歩で帰宅し、就寝した。

翌日の午前4時30分頃に知人がH教頭宅を出て行ったため、H教頭は心配になり、午前4時50分頃、自家用車を運転して周辺を探した。その際、市内の交差点を走行していたところ、点滅していた赤信号で十分に停止しなかったことから、警察官から職務質問され、呼気検査等を受けた。その結果、基準値（呼気1ℓ中0.15mg）を大幅に超える（呼気1ℓ中0.47mg）アルコールが検出され、午前4時59分頃、酒気帯び運転及び信号機信号赤色点滅無視により検挙された。

また、警察官による事情聴取の際、H教頭は職業等について虚偽の申告をした。

(事後の発言等)

「自分で酒気を帯びているという自覚はなかった。」また「誰にも迷惑をかけたくない。」との理由から、警察の事情聴取に対して職業や運転理由等を偽り申告した。

- 1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

- 2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかもしれないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

- 3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例9】無免許運転及び無車検・無保険車両運行

(状況)

I教諭は、運転免許証の更新を忘れ、2～3年後にそのことに気付いたが、管理職への報告や所定の手続きを怠り、10年以上無免許の状態で自動車を運転していた。

さらに、I教諭は、当時使用していた自家用車の車検を行わなかったため、自賠責保険に加入できず、無車検・無保険の状態で運転をしていた。

(問題点等)

運転免許証の有効期限が切れていることに気付いていたにもかかわらず、運転免許証の再交付等の正規の手続きをしなかったことや、その間、公務のため児童を自動車に同乗させていた。さらには、隠し通そうと考え、勤務校の管理職から免許証有効期限等確認のため免許証、車検証、保険等のコピーを求められた際に、パソコン等を使用して有効期限等を改ざんし提出した。

(事後の発言等)

「まずいから隠し通そうと思った。」「自分のズるさやいい加減さ、だらしさが原因である。」

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐため、組織として、あなた個人として、何かできたかもしないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 10】生徒に対するわいせつ行為等（セクシュアル・ハラスメント）

（状況）

J 教諭は、勤務校の複数名の女子生徒と携帯電話による無料通信アプリ「LINE」等でやりとりをし、その中でセクシュアル・ハラスメントにあたる不適切な内容を含むメッセージを複数回にわたり送信した。

（事後の発言等）

「生徒から相談を受ける中で気持ちが流されてしまった。」などと述べている。

（問題点等）

J 教諭の行為は、県教育委員会からの通知等により、生徒との個人的なメール等のやりとりが禁止されているにもかかわらず、LINE等を使用するなど、教員としての立場を忘れた軽率な行為であり、かつその内容は、生徒の人格を否定する許しがたいものであると言わざるを得ない

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできことがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 1 1】部活動指導中の体罰等

(状況)

K教諭は、以前、県教育委員会から体罰により訓告を受けていたにもかかわらず、顧問を務める部の試合を指導中、男子部員 1 名の足を蹴った。

また、大会で生徒を引率した際、宿舎を離れ、その間知人と会食をした後、午前 0 時過ぎ、宿舎での生活指導中、男子部員 1 名の頭部を平手で二度叩いた。

(事後の発言等)

K教諭は、今回の行為について「体罰は許されないものであることはわかっていた。生徒のことを考えての行動のつもりであった。」などと述べている。

(問題点等)

K教諭の行為は、生徒を厳しく律しようとするあまり、独りよがりな指導を行っていたと言わざるを得ないものである。

また、K教諭が生徒引率中に長時間宿舎を離れていることは、重大な服務違反行為であり、併せて宿泊を伴う引率中の飲酒等についても注意する必要がある。

さらに、K教諭が以前、県教育委員会から体罰による訓告を受けていながら、再び体罰に及んでいることは、反省を自身の中に活かそうとする姿勢の欠如と判断せざるを得ない。

これら全ては、生徒に対する厳しい指導の説得力を失わせる行為である。

- 1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

- 2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐため、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

- 3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 1 2】公金処理不適正

(状況)

学校事務職員 L は、平成 24 年度から平成 25 年度の 2 年間にわたり、勤務校の団体徴収金及び学校徴収金にかかる口座振替の手続きミス、督促の懈怠などにより集金事務を滞らせるとともに、同期間の徴収金のうち、口座からの引き落としができず保護者から現金で納入された分について、速やかに所定の口座に入金せず、職員室の事務机引き出しや自宅で保管するなど、公金の事務処理を適正に行わなかった。

(事後の発言等)

「間に合わない事務を自宅で処理しようとしたができないかった。学校、地域に迷惑をかけて大変申し訳ない。」と述べている。

(問題点等)

被処分者の行為は、職務の懈怠により公金の処理を適正に行わず、また、自分一人で対処しようとして管理職への報告を怠るなど、著しく不適切である。私的流用との誤解をも与えかねず、児童生徒・保護者への説明責任を全く果たすことができないものである。

なお、当該校の管理職は、公金の取扱いに組織的に対応するよう求める県教育委員会、市町村教育委員会の指導にもかかわらず、当該校の集金システムを十分に理解せずに被処分者に集金事務を任せたまま、管理職として行うべき会計帳簿等の点検を怠っていた。このことにより、被処分者の非違行為を看過した責任は、極めて重大である。

「県立学校における団体徴収金及び学校徴収金事務の適正化について」（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 教財第 952 号教長通知）により、改めて職場体制の点検を行うとともに、それぞれの事務処理上の手続きが持つ意味について確認されたい。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。
【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。
【組織として】

【個人として】

【事例 1 3】飲酒運転

(状況)

M教諭は、週休日の午後 5 時頃から午後 5 時 30 分時頃にかけて、自宅で 500 ml の缶ビール 3 本を飲んだ。その後、仮眠を取り、午後 9 時頃から 15 分程度自家用車を運転して、行きつけの飲食店に向かい外出し市内の駐車場に車を止めた。当日は飲食店が休みであったため、午後 10 時頃、再び車を運転して駐車場を出たところ、警察署員による一斉検問が実施されており、呼気検査を受けた結果、基準値を超えるアルコールが検出され午後 10 時 8 分、酒気帯び運転により検挙された。

(事後の発言等)

「生徒に合わせる顔がない。保護者や地域の方、お世話になった方々にどんなに言葉を尽くしても許してもらえないと思う。」と述べる一方で、「(飲酒運転になるという) 認識が欠如していた。」「(服務倫理に関する指導について) 自分は大丈夫だろうという安直な考えに陥っていた。」旨の発言をしている。

(問題点等)

被処分者の行為は、飲酒運転を始めとする不祥事の根絶のために県全体の教職員が全力で取り組んでいる中で、いかなる場所・時間・場面においても注意を怠らないようにすべきであったにもかかわらず、自分を律した適切な判断をすることができず、重大かつ悪質な違法行為を犯したものであり、全体の奉仕者として、公教育に携わる教員として、また一公民として、あってはならないものである。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐため、組織として、あなた個人として、何かできたかもしないことがありますか。
【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。
【組織として】

【個人として】

【事例14】PTA会費等処理不適正

(状況)

N校長は、県PTA研究大会に参加した際の、宿泊の申込に係るキャンセル料を支払うために、PTA会費から30,000円を出金させた。しかし、キャンセル料は発生しなかったことから、それを保護者との親睦を図るための飲食代に充てようとしたが、実施しないまま、翌年度に指摘があるまで、学校の金庫に入れて長期間にわたり放置するなど、会計処理を適正に行わなかった。

(事後の発言等)

「自分の判断ミスであった。」などと述べている。

(問題点等)

この行為は、団体徴収金や学校徴収金について最終的な管理・監督の責任を負う校長が、準公金について不適正な取り扱いを行っていたものである。単純なミスで済まされるものではなく、生徒、保護者への説明責任を全く果たすことができない行為である。管理職として教職員に範を垂れるべき者が、多くの関係者の信頼を裏切る行為であると言わざるを得ない。

各所属においては、預金通帳、現金出納簿、歳入歳出簿、支出調書等の点検を必ず行い、また、各団体の規定を改めて見直し、改訂すべき点がないかどうかを検討するとともに、監査及び決算報告を必ず行うよう、再度、徹底を要する。

また、公金及び準公金の会計の管理について、複数の教職員が関わることや管理職による点検を徹底するとともに、会計によっては保護者等の協力を得て監査を行うなど、管理制度がより実効あるものとなるよう、組織的な取組に努められたい。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。
【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできことがありますか。
【組織として】

【個人として】

【事例 15】部活動指導中の体罰②

(状況)

A教諭は、勤務校の体育館等において、練習や練習試合等で、上手くプレーできなかった複数の部員に対し、首元を手で押して後方に突き飛ばしたり、ペットボトルを投げつけたりした。また、技術指導中によそ見をしていたことへの戒めとして、「昔なら歯が折られている」「殺すぞ」「ぼこぼこにする」等の暴言を発した。

(事後の発言等)

体罰を行った理由について「早く強くなってほしいという思いがあった。厳しく指導しようとした思いが暴言になってしまった。押してしまったときに、やってしまったと思った。」等と述べている。

体罰による指導方法はもちろん、人格を傷つける乱暴な言葉による暴力的な指導方法は改めなければなりません。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 16】「部活動指導中」以外の体罰③

(状況)

B 教諭は、教室において、係活動に速やかに取りかからなかった児童 2 名を指導していた際、教卓脇の机を蹴って威嚇した。机を蹴ったことにより机から落ちたプリントを同児童に拾わせている際にも、再び机を蹴り、机の角を児童 1 名の眉間に当てたことにより、けがを負わせた。

(事後の発言等)

体罰を行った理由について「今まで指導していたにも関わらず、やらなかつたことに腹を立てて机を蹴ってしまった。また、落ちたプリントを渋々拾い始めた状況や普段の 2 名の行動、自身の指導が行き渡らないことなどに腹を立て、再び机を蹴ってしまった。」と述べている。

B 教諭は、これまでも威圧的な言動が多く、威嚇でもって学級の子どもたちに接してきた状況が判明した。威圧的な言動により児童に精神的苦痛を与えると共に、大けがを負わせるおそれのある危険な行為である。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 17】「部活動指導中」以外の体罰④

(状況)

C 教諭は、自身が担任する特別支援学校の教室において、自立活動の授業中、児童 3 名に対し、発声や発語のために鼻から息を出す指導の際に、ガムテープや養生テープで口をふさぐ行為を行った。

この授業は、D 講師との T T で指導していたが、D 講師は、二度にわたり児童の口にガムテープ等を貼っていた場面に同席していたにもかかわらず制止しなかった。また、管理職への報告も怠っており、この体罰を未然に防ぐことができなかった。

(事後の発言等)

今回の行為について「鼻から息を出させたいという思いが強くあり、思いつきで粘着テープ等を使用した。その時は、不適切な指導の認識はなかった。」と述べている。また、D 講師は、この指導方法に疑問を感じながらも、C 教諭との関係性が悪くなることを恐れ制止することができなかった。

1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】

【事例 18】わいせつ行為等①

(状況)

E 教諭は、被害女性が 18 歳未満であることを知りながら、同女性のカメラ付き携帯電話により同女性の性的部位を撮影させ、自分の携帯電話に送信させた。また、同女性とみだらな行為を行った。

これにより、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反及び「青少年健全育成条例」違反容疑により逮捕された。

(事後の発言等)

女性からは相談を受けており、一緒にいることがその女性のためになると思っていたと発言をしている。頼りにされているとの思い込みが強まり、「自分が、助けてやらなければならない。」という身勝手な想像が、女性に将来にわたって大きな精神的傷を与えた行為であった。

- 1 この不祥事の根本にある問題点は何だと思いますか。

- 2 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、未然に防ぐために、組織として、あなた個人として、何かできたかも知れないことがありますか。

【組織として】

【個人として】

- 3 この不祥事が、私たちの学校で発生してしまったと仮定して、子どもたちや保護者に対し、組織として、あなた個人として、何かできることがありますか。

【組織として】

【個人として】
